

870-0016 大分市新川町2-1-36 大分合同庁舎2階  
大分労働基準監督署 安全衛生課 Tel097-535-1513

# 年末年始期間中に4人が犠牲に 死亡労働災害多発

大分県労働災害防止緊急対策強化期間 3/31まで

令和5年の大分県内の労働災害による死者数は前年の9人から7人増加して16人（12月末速報）となり、過去10年で最多となりました。また、令和5年12月からの年末年始期間には4人の尊い命が犠牲となりました。当署管内では令和5年に7人、令和6年に入って1人が不幸にして仕事中にお亡くなりになりました。

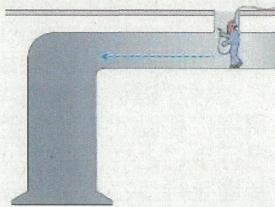
そこで、急増する重篤な労働災害に歯止めをかけるため、令和6年1月22日から3月31日までを「大分県労働災害防止緊急対策強化期間」に設定し、労働災害防止対策の更なる徹底を図ることとしました。

1月22日には佐藤広道大分労働局長が災害防止団体及び発注者に対し強化期間の周知要請を行ったところです。

事業主の皆様におかれましては、労働安全衛生関係法令の遵守はもとより労働災害防止対策の点検・見直しを行い、基本的な安全対策や安全な作業方法を徹底していただきますようお願いします。

## ～大分署管内 11月の死亡労働災害～

排ガス処理設備に接続した排気口内で清掃作業を行っていたところ、約3m下の排ガス処理設備内に墜落したもの。



【イラストはイメージで実際の現場の状況とは異なる】

## ～大分署管内 令和6年1月の死亡労働災害～

クレーン（つり上げ荷重2.8t）で、アルミ板2枚（合計重量250kg）をつり上げて移動させていたところ、クレーンのフックから繊維ベルトが外れてアルミ板が頭部に激突したもの。

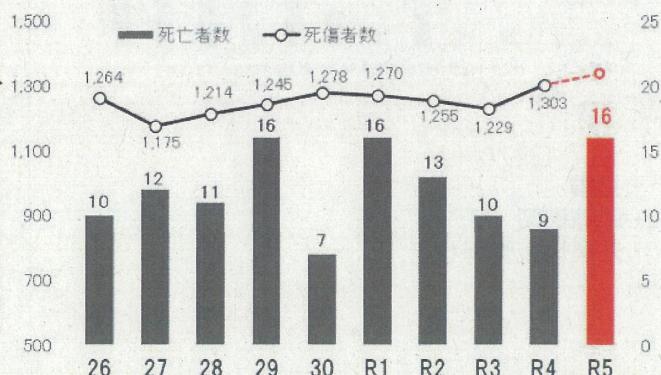


【イラストはイメージで実際の現場の状況とは異なる】



【1月22日災害防止団体へ要請する佐藤局長】

## 労働災害による休業4日以上の死傷者数 大分県×全産業



## 令和5年労働災害発生状況

大分署管内コロナ含む

《12月末現在速報値》

業種	令和5年		令和4年		増減	
	死亡	死傷	死亡	死傷	死亡	死傷
製造業	2	91	2	88		3
建設業	4	122	2	108	2	14
運輸交通業		80		66		14
農林業	16	1	20	▲1	▲4	
他の産業	3		9		▲6	
第三次産業	510		1188		▲678	
商業	1	118	106	1	12	
保健衛生		227		875		▲648
接客娯楽	71		74		▲3	
清掃と畜	44		60		▲16	
全産業	7	822	5	1479	2	▲657

※ 上表の統計は、労働者死傷病報告により12/31現在と前年の労働災害の発生者数を比較集計したもの。

※ 他の産業とは、鉱業・貨物取扱・畜産水産の合計。

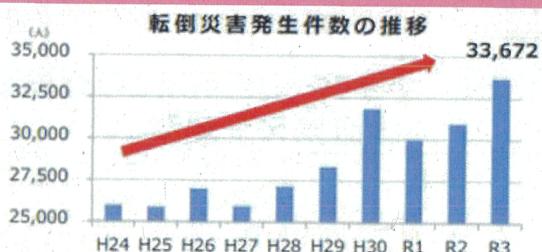


## 安全のススメ

## 転倒災害は撲滅できる

50歳以上を中心に、転倒による骨折等の労働災害が増加し続けています。転倒災害は被災しないよう労働者自身が注意することも必要です。

## 転倒災害(業務中の転倒による重傷、休業4日以上)の発生状況(全国)



## 転倒による怪我の態様

## ・骨折(約70%)

- ・打撲
- ・眼球破裂
- ・外傷性気胸等など

## 転倒災害による平均休業日数

## 47日

※労働者死傷病報告による休業見込み日数

## 主な要因と対策

## つまずき

- ・何もないところでつまずいて転倒、足がもつれて転倒(27%)  
→転倒や怪我をしにくい身体づくりのための運動プログラム等の導入
- ・作業場・通路に放置された物につまずいて転倒(16%)  
→パックヤード等も含めた整理・整頓(ものを置く場所の指定)の徹底
- ・通路の凸凹につまずいて転倒(10%)  
→敷地内の凸凹の解消等
- ・作業場や通路のコード等につまずいて転倒(7%)  
→転倒原因とならないよう電気コードの引き回しのルールを設定して労働者に遵守させる等

## 滑り

- ・凍結した通路等で滑って転倒(25%)  
→除雪、凍結しやすい箇所にマットを設置
- ・こぼれていた水、洗剤、油等で滑って転倒(19%)  
→水、洗剤、油等がこぼれていることのない状態の維持
- ・水場(食品加工等)で滑って転倒(16%)  
→滑りにくい履物の使用、防滑床材等の導入

## 【参考】転倒災害及び腰痛を防ぐための見える化事例



日本精工株式会社石部工場の事例(R4見える安全コンクールより)

4月からの時間外労働  
上限規制に備えましょう

～建設現場までの移動時間って  
労働時間になるの？



4月からの時間外労働の上限規制を迎えるに当たり、労働時間の解釈について多く問い合わせが寄せられますので、Q&A形式で整理してみたので参考にされてください。

(Q)会社に集合して作業員が社用車に乗り合いで工事現場に向かう又は工事現場から会社に戻る場合、現場まで又は会社までの移動時間は労働時間に当たるのか。

(A)法(労働基準法)における労働時間とは、使用者の指揮命令下にある時間のことであり、移動時間については、「移動中に業務の指示を受けず、業務に従事することもなく、移動手段の指示も受けず、自由な利用が保障されているような場合には、労働時間に当たらない。」と解されている。

労働時間に該当するか否かの判断は個別具体的に行う必要があるが、一般的には、

- ・移動手段として、社用車に乗り合いで現場に向かうこと等が指示されている場合や、
- ・現場に移動する前に会社に集合して資材の積み込みを行うことや、現場から戻った後に道具清掃、資材整理を行うことが指示されている場合、
- ・移動の車中に使用者や上司も同乗し、打合せが行われている場合

においては、当該移動時間は労働時間に該当するものと解される。

一方、工事現場に直行する又は工事現場から直帰することが自由である中で、労働者間で任意に移動手段の一つとして、集合時刻や運転者を決めて社用車に乗り合って移動することとしていたなどの場合においては、当該移動時間は労働時間に該当しないものと解される。

【編集後記】マジンガーZの人形といえば小学2年の時のXmasのサンタのプレゼントだった。マジンガーZの生みの親の永井豪さんの記念館も地震後の火災で焼失した。大変残念。かの地では仕事中に被災した労働者もいたことだろう。永井さん曰く「また始めればいい」。仕事も真剣勝負、本気になって、災害撲滅の志を立てようと護国神社の安全の鐘の前で誓った。